

令和元年度第3回池田市行財政改革推進委員会 議事要旨

【と き】 令和元年9月30日（月） 午後2時00分～午後3時00分

【ところ】 池田市役所 3階 議会会議室

【出席者】

■委員：中川会長、村瀬副会長、蒲生委員、井尻委員、牛嶋委員、村上委員

■事務局：富田市長、高木市長公室長、衛門総合政策部長、藤井人事課長、
森本財政課長、岩下行財政改革推進課長、行財政改革推進課河北副主幹、
行財政改革推進課奥田主事

【傍聴者】 1名

【内 容】

1) 開会

＝事務局から配付資料の確認＝

＝委員の参集状況を考慮し、「議事案件（1）池田市行財政改革推進プランⅡの計画期間を通じた取組に関する意見書(案)について」と「議事案件（2）その他」の審議順番の入れ替えを事務局より提案。委員会の了承を得る。＝

2) 議事

その他（池田市公共施設等マネジメント指針）について

＝事務局から配付資料について説明＝

＝質疑応答（抄録）＝

委員：これまでの委員会でも、公共施設の改修が必要であることや財政的な現状についての説明を受けてきたが、マネジメント指針でより具体的に理解することができた。

委員：道路や橋りょうであれば効率的保全、統廃合が可能な学校施設であれば適正配置、公園であれば有効活用、といったように、公共施設の種類によって再編方針が決まってくる。再編にあたっては行財政改革部署と施設管理部署との連携が重要になると思われるが、上下水道や病院のような別会計の施設は再編の対象となるのか。

事務局：企業会計のインフラ施設等も全て対象となる。

委員：公共施設が全体的に老朽化していることは理解できたが、再編にあたっては施設の利用度も考慮していただきたい。校区ごとに施設があり、人口も校区によって全く違う。人口が少ない校区であっても施設は必要であるが、具体的にはどのように再編が行われるのか。

事務局：共同利用施設や学校施設といった施設の性質別に分類し、個別施設計画を策定するが、その中で効率的保全・適正配置・有効活用といった再編方針と共に、個別の施設をどのように見直すのか、どのような手法で地域の意思を反映させるのかも含め、具体的に示させていただく。マネジメント指針については概略的なものであり、具体的な再編手法等については個別施設計画の中で決定していく。

委員：行政側の都合による一方的な再編ではなく、様々な要素を考慮して統合や集約化が行われれば、市民の不安を払拭することができる。

委員：公共施設の再編に関する財源等の課題が理解できた。施設の指定管理事業者が、指定管理料の範囲内で自主的に設備を改修・更新する事例があるとのことだが、指針の中でそういった要素は考慮しているのか。

事務局：施設の保全行為は、本来的に市が行う前提で費用計上が行われる。指定管理者と締結する協定内で修繕範囲を定め、一定額以下の小規模修繕費用については指定管理料に含まれるとしている事例もあるが、大規模な修繕については市の直営による保全行為であり、個別施設計画に保全費用を計上していく。

委員：地域や世代により偏差があるが、平等性の担保という点で再編手法の基準をどのように示していくのかは、今後個別施設計画の中で検討を行っていくのか。

事務局：はい。

委員：公の施設全てが対象となるとのことだが、図書館や博物館のような基幹的な施設と、道路や公園のような施設では性質が異なる。個別施設計画の策定にあたり、基幹的な施設についてはそのソフト面もあわせて議論を行ってほしい。効率性やコストの概念のみで再編手法を判断できるものではなく、一例として図書館の民営化が一時流行したが、全国的に失敗しつつある。このような現状も考慮し、専門職員の配置や専門機能の設置が必要となる施設については、慎重に再編計画の策定を行ってほしい。

委員：公共施設の再編については、今後も委員会として注視していく。

池田市行財政改革推進プランⅡの計画期間を通じた取組に関する意見書（案）について

＝事務局から配付資料について説明＝

＝質疑応答（抄録）＝

委員：意見書（案）の記載により、「地域の担い手との協調」について、より理解を深めることができる。

委員：意見書（案）は、これまでの議論を踏まえたものとなっており、分かりやすく作られている。「途中、人件費の増加に伴い達成に至らなかった年度もあったものの」との記載については、池田市の改革努力不足ではなく人事院勧告という外的要因による結果と考えられるため、文面の修正を行ってもよいのではないかと考える。

事務局：人件費の増加については、人事院勧告に加えて人件費の削減という単年度目標が終了したことによる側面もある。

委員：該当箇所について、「途中、人事院勧告等による人件費の増加に伴い達成に至らなかった年度もあったものの」という文面に修正することに異議は無いか。

委員：異議なし。

委員：委員会として意見を述べるべき箇所ではないが、市長のコメントである「はじめに」の中に、「長年の改革の結果、創意工夫の余地が非常に少なくなってきた。」との記載がある。量的な行財政改革が難しくなっていることは理解するが、改革の創意工夫自体は絶えず努力していくことができるのではないか。

委員：事務局の意図として、量の行財政改革はやり切っているという趣旨であると理解した。

事務局：今後の行財政改革にあたっては、新たな視点をもって展開していく必要があるという趣旨だった。表現については検討する。

委員：質の行財政改革の部分については、今後も不断に創意工夫の余地があると思われる。

委員：委員会の権限外の部分であるため、表現の修正については事務局に一任する。

委員：意見書（案）で住民自治について触れているが、今後の委員会審議において重要になる視点であると考え。行政側がコストダウンをすればそれでよいという時代ではなく、住民自治の活力の低下、あるいは住民自治が果たすべき責任の不明化といった点が忘却され、団体自治の責任にしてきた一般世論がこれまでであったと思う。行財政改革に対し、市民も責任を負わなければならないということを、意見書内で明確にすることができた。住民自治と団体自治の断絶については抜本的に見直す必要があり、住民自治の能力低下を団体自治に押し付けるという状態では行財政改革はできない。住民側と行政側が共同で行財政改革の責任を果たしていくことが、今後の審議における共通認識になればよいと考える。

=意見書（案）を修正=

=意見書（案）を「池田市行財政改革推進プランⅡの計画期間を通じた取組に関する意見書」として確定=

=中川会長から富田市長に意見書を手交=

=富田市長あいさつ=

3) 事務連絡

事務局から今後の予定について説明

4) 閉会